

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	公文書館所蔵資料検索閲覧システム公開・運営・保守管理業務
発 注 課	総務局行政部公文書館
選 定 事 業 者	株式会社マイクロフィッシュ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 下記の理由により、上記システムの開発を担当した上記業者を選定する。 1 業者のシステム構築ノウハウ等の保護の観点や既存システムの安定運用の観点から、開発業者以外の者が当該業務を行うことは不可能であるため。 2 システムの内容（データ構造等）を熟知している上記業者が業務を行うことが、不具合等の発生を最小限にすることにつながるため。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年2月5日